

平成 28 年 12 月 28 日

加入団体・関係団体 担当者 殿

公益財団法人東京陸上競技協会
競技運営委員会 競技部

平成 29 年度（2017 年度）公認競技会の開催に関する注意事項

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は本協会の事業に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年度（2017 年度）競技会の開催を申請するにあたり、下記の事項にご注意いただきますようお願い申し上げます。

なお、公認競技会の開催要件を満足していない場合は、本協会の競技運営委員会競技部における審査もしくは本協会の日本陸上競技連盟へ競技会公認申請がされた後であっても、公認競技会としての認定を取り消すこともあり得ますので、十分注意してください。

記

1. 公認競技会について

日本陸上競技連盟への競技会公認申請を希望する競技会は、国際陸上競技連盟競技規則第 2 条の国内適用および日本陸上競技連盟公認競技会規程に定められた要件を満足している必要があります。

国際陸上競技連盟競技規則第 2 条の国内適用（競技会の要件）

- ①参加競技者の全員が競技者の資格を有していること。
- ②日本陸上競技連盟競技規則によること。
- ③日本陸上競技連盟の公認競技場で開催すること。
- ④審判員は、補助員を除きすべて公認審判員であること。

日本陸上競技連盟公認競技会規程

- ①公認競技会を主催する権利を有する団体が主催であること。（第 3 条参照）

続 く

2. 公認競技会を主催する権利について(日本陸上競技連盟公認競技会規程第3条)

公認競技会を主催する権利(以下、主催権という。)は、日本国内において、日本陸上競技連盟が有しています。

また、日本陸上競技連盟は、その主催権を各加盟団体に委譲、協力団体に一部移譲しています。このため、日本陸上競技連盟の加盟団体である本協会や本協会の加盟団体である加入団体には、それぞれ主催権を有しています。

しかし、全国高等学校体育連盟や日本中学校体育連盟、東京都、体育協会などの団体には主催権が認められていないため、主催権を有する団体とともに主催団体を構成する必要があります。

このため、東京都高等学校体育連盟陸上競技専門部や東京都中学校体育連盟陸上競技専門部が公認競技会としての開催を希望する場合は、本協会への主催願(様式5)を提出し、審査を受ける必要があります。

なお、主催権を有する団体が主管している場合でも、主催団体を構成していない場合は公認競技会として取り扱うことはできませんのでご注意ください。

特に、道路競技を中心とした大規模なマラソン大会や駅伝競走大会など、実行委員会などの組織が主催する大会などにおいても、公認競技会としての開催を希望する場合は、主催権を有する団体とともに主催団体を構成する必要があります。

公認競技会となる競技会の場合

主催：〇〇〇体育協会、〇〇〇陸上競技協会

主催：〇〇〇高体連、〇〇〇教育委員会、〇〇〇陸上競技協会

主催：〇〇〇実行委員会(〇〇〇新聞社、〇〇〇陸上競技協会)

公認競技会とならない競技会の場合

主催：〇〇〇体育連盟

主催：〇〇〇実行委員会

主管：〇〇〇陸上競技協会

主管：〇〇〇陸上競技協会

3. 参加競技者の資格について（日本陸上競技連盟公認競技会規程第5条）

開催する公認競技会であるために、参加競技者の全員が日本陸上競技連盟の登録会員規程に定められた登録会員でなければなりません。

このため、競技会の参加資格として、競技会の要項に登録競技者であることを明記する必要があります。競技会の要項に、登録競技者でない者の参加が可能となる参加資格の記載がされている場合は、公認競技会として認定することはできません。

一方で、

- ・道路競走競技会に参加する競技者
- ・小学生競技者
- ・主催者が認めた外国人競技者（※）

については、登録競技者でない場合でも公認競技会に参加することができます。

※外国人競技者の参加について

外国人競技者の参加については注意が必要です。

外国人競技者が日本国内の公認競技会に参加する場合は、その競技者の所属する国の陸上競技連盟（その国の国際陸上競技連盟加盟団体）からの「競技者の資格および競技会参加許可に関する証明書」が必要となります。

このため、その競技者の所属する国の陸上競技連盟からの「競技者の資格および競技会参加許可に関する証明書」の提出がない場合は、その競技者を公認競技会に参加させることはできません。

国際陸上競技連盟競技規則第2条の国内適用（外国人競技者の出場資格）

外国人競技者は、その者の属する国の IAAF 加盟団体から競技者の資格および競技会参加許可に関する証明書を得て、これを提出すれば日本陸上競技連盟が公認する競技会にその競技会の規定に基づき出場することができる。

また、この場合の交渉は、すべて日本陸上競技連盟を通じて行わなければなりません。この手続きを経ずに外国人競技者を公認競技会へ出場させた場合、そこで記録された競技結果をその競技者の所属する国の陸上競技連盟が公認記録として取り扱うことができなくなる場合があります。この場合、仮にその競技者が、世界陸上競技選手権などの参加標準記録を突破した場合でも、その記録が認められなくなる場合がありますのでご注意ください。

外国人競技者の参加に関する手続きは本協会から日本陸上競技連盟に対して行いますので、外国人競技者の参加を希望する場合は本協会までお問い合わせください。

4. 競技規則について

開催する競技会が公認競技会であるために、その競技会が日本陸上競技連盟の競技規則に基づいて行われなければなりません。

特に、日本陸上競技連盟競技規則第 147 条の通り、競技場のみで行う競技会において、原則として男女混合での種目の実施は認められておりません。

この規則において認められる場合も、男女のいずれか、または男女別に競技を実施するのに十分な人数がそろわず、男女別で実施することが非効率的である 5000m 以上の競走および競歩競技のみとなります。

※長距離種目のみの競技会もしくは長距離種目が複数組実施される競技会で、「設定タイム別に組み分けを行った際、その組の男女のいずれかが極端に少なかったため、その組は男女混合で行う。」というようなことは競技規則上認められておりませんので、注意してください。

5. 公認競技会の会場について（日本陸上競技連盟公認競技会規程第 5 条）

開催する競技会が公認競技会であるために、会場が日本陸上競技連盟の公認陸上陸上競技場、競走路もしくは競歩路でなければなりません。

陸上競技場で公認競技会を行う場合であっても、通常では標識タイルやマーキングがない 300m や 600m などの競走種目を公認競技会として実施することはできません。

また、専用の標識タイルやマーキングがない公認競技場であるにも関わらず、バックストレートを使用した競走種目を行い、通常の種目と同様に公認記録申請された場合は、その公認競技会の公認申請を取り消すこともあり得ますので、注意してください。

なお、公認競技会において 300m や 600m などの競走種目の実施を希望する場合は、開催する公認競技場において日本陸上競技連盟の施設用器具委員会による検定が必要となりますので、競技場の管理者などの関係各所との調整が必要となります。

競走路や競歩路で公認競技会を行う場合であっても、その実施種目の距離がその競走路や競歩路にて公認されている距離でない限り、公認とはなりません。

例えば、マラソン（42km195）の距離のみが公認されている競走路においてハーフマラソン（21km0975）や 10km の部門を設定した場合でも、ハーフマラソンや 10km の距離は公認されていないため、公認記録として申請することはできません。

逆に、マラソン（42km195）の距離に加え、ハーフマラソン（21km0975）や 10km の距離も公認されている競走路においてマラソンの距離を完走した競技者の 21km0975 地点および 10km 地点の通過記録は、公認記録として申請することができます。

6. 審査について

開催申請された競技会のうち、日本陸上競技連盟への競技会公認申請を希望する競技会については、本協会の競技運営委員会競技部にて提出された書類の審査を行い、公認競技会の要件を満たしていると認められた競技会のみを日本陸上競技連盟へ競技会公認申請を行います。

なお、公認競技会の要件を満たしていないと判断された競技会については、改善の指導を行います。

7. 本協会ホームページへの掲載について

公認競技会について、加入団体・関係団体の希望がある場合は、本協会ホームページの競技会情報のページに競技会の要項や競技注意事項、競技結果などを掲載することができます。

8. 公認競技会の明示（お願い）

公認競技会として認められた競技会については、参加競技者が区別できるように、競技会の要項および大会プログラムなどに競技会コードおよび会場コードを記載してください。

9. 記録の公認申請について

公認競技会において記録された競技結果は、そのままでは公認記録とはなりません。公認記録として扱うためには、記録公認申請が必要となります。

10. その他

その他、ご不明な点はお問い合わせください。

公益財団法人東京陸上競技協会 競技運営委員会 競技部 宛

電子メール： toriku.kyogi@gmail.com

以 上